

性的マイノリティのカミングアウトの 根拠としての「不可視」論再考

大 坪 真利子

Reconsideration on Discourses of “Invisibility” Giving Meaning to Sexual Minority’s Coming Out

Mariko OTSUBO

Abstract

In this paper, the discourse of “invisibility” refers to the assumption that sexual minorities need to be “visible” in order to construct a society that is respectful toward them. Though such idea of “invisibility” historically originates from the queer activist theory of survival, this discourse is currently disseminating through the media in Japan. This paper questions how and why the “invisibility” of sexual minorities has become an issue, examining how social aggression and inconsideration for the experience of sexual minorities are concerned with what is called “invisibility”, and on what kind of presumption these are theoretically related to each other in such discourse.

The following four issues were analyzed to determine how the notion of “invisibility” is perceived: representation of sexualities, recognition and knowledge of others’ sexuality, and anticipation regarding sexual minority in social interaction. As a result of the discussion, it is argued that “invisibility” presupposes “indistinguishability”—a situation where no one perceives who belongs to a sexual minority. In addition, it is pointed out that the “indistinguishability” issue in “invisibility” discourse presupposes the following two aspects: the taken-for-granted assumption that they do not need to consider and respect the invidious traits of others, which they are not aware of, and the disregard for those traits from their anticipation regarding social interaction based on such assumption.

Based on the above, this paper argued that specific distinguishability regarding who belongs to a sexual minority is not necessarily required for a person to behave in a respectful manner and for the society to take measures toward them. It is also argued that attention ought to be paid to the peril of social justification of aggression and inconsideration toward sexual minorities who are indistinguishable, while the discourse of “invisibility” disseminates out of original context. Finally, we ought to consider the overlook of disrespectful behaviors and lack of policy to construct inclusive social environments for sexual minorities, which leaves them with the burden of coming out to the majority and demanding social respect for themselves.

1. はじめに

本稿では、性的マイノリティが「不可視」な存在であり、性的マイノリティに非抑圧的な社会を実現するためには、その「不可視」が解決されなければならないとみなす言説を「不可視」論と呼ぶ。「不可視」論的な考え方は、アクティビズムだけでなくアカデミックな言説においても広く共有され、カミングアウトの政治的効果を説明したり、カミングアウトという行為を選択する動機として当事者に内面化されたり、あるいは、運動がその実践を個人に要請する根拠にもなってきた。

個人のカミングアウトをめぐるのは、性的マイノリティのアクティビズムにおいて様々な議論がなされて

きたが、現代では、カミングアウトは個人の選択であり、強制されるべきではないという認識が共有されている。それでも、「性的マイノリティが不可視である」ことを踏まえれば、カミングアウトの実践は「倫理あるいは運動などの観点から意義をもつこと」と強調されつづけている。他方、カミングアウトをしていない状態とは、「批判されるべきではないが、少なくとも倫理あるいは運動などの観点からは推奨されない状態」として、微妙な立ち位置を与えられている。つまり、「不可視」論は、性的マイノリティ個人のカミングアウトをめぐる選択を評価する論理として、依然として影響力をもっているのである。この論理の前提には、「性的マイノリティの『不可視』が解決されるべき社会的な課題である」という認識が共有されており、そうした前提は、「当事者の可視化が性的マイノリティの権利獲得や配慮ある社会構築につながっていく」という、歴史的な過程に裏付けられてきた。

後述するように、「性的マイノリティの不可視」を問題視するこうした考えは、近年ではアクティビズムにとどまらず、一般メディアの言説によっても流布されるようになってきている。これはいわば、アクティビズムによって培われてきた抵抗と解放のための論理が、一般メディアを通じて、性的マイノリティ当事者であるかどうかを問わず語られるようになった状況といえる。しかし後述されるように、こうした論理の浸透は性的マイノリティへの無配慮を正当化しかねないという危険に、留意される必要がある。

そこで本稿は、「不可視」論の歴史的な意義を踏まえた上で、その論理において検討されることがないままに前提とされてきた、「不可視」という概念と性的マイノリティへの無配慮の関係について考察していく。

なお本稿は、個々人のカミングアウトをめぐる選択の是非や、そうした行為の要・不要を述べようとするものではないことを予め断っておく。以下では、個人がカミングアウトを「するべき／するべきではない」という価値が論じられるのではなく、個人のカミングアウトによってその必要性が認識されなければ、性的マイノリティに適切な配慮を講じることがない社会そのものを焦点化する議論であることに留意されたい。

2. 問題の所在

後述するように、アクティビズムにおいてカミングアウトが要請されてきたことには、歴史的な経緯があり、その意義は無視されてはならない。また本稿は、こうした現代のアクティビズム内部におけるカミングアウトの位置づけそのものを、必ずしも批判するものではない。歴史的な経緯と現在の社会状況を踏まえても、カミングアウトの政治的・社会的効果は無視されてはならず⁽¹⁾、また、その意義は常に留意されなくてはならないだろう。

しかし近年、「性的マイノリティの不可視」を問題化するこうした論理が、(性的マイノリティ当事者以外の者によっても語られ)一般社会に流布するようになった。例えば、若い世代の同性愛者は「友人にカミングアウトする人が増えているが、社会的な理解が進んでいないために、その性的属性を隠すことが多い」として「同性愛者の可視化が進んでいない」ことを問題視する報道(『朝日新聞』2014.2.2.朝刊)や、表紙にゲイと印字されたLGBT向けのカルチャー誌が一般書として陳列されることは、LGBTの可視化につながるのだという意見(『アエラ』2016.11.27.)、また、渋谷区における「パートナーシップ証明」の導入に関して、区長が「証明自体が性的少数者の存在を可視化し、区民や事業者の意識改革の契機となる」と述べた発言(渋谷区議会2015)が、その例として挙げられる。

念のため注意すると、ここでは性的マイノリティに抑圧的な社会に、性的マイノリティ以外の人々が問題意識をもつこと自体が批判されているのではない。実際、そうした問題意識を共有する人々は、誰もが性的マイノリティにかんする「社会問題」の「当事者」なのだという見方もありえよう。その意味では、アクティビズムやアカデミズム、そして性的マイノリティに関する問題を報じる一般メディアのあいだには明確な境界線はなく、一定の連続性があるともいえる。

(1) この効果には、例えば次のようなものも含まれる。性的マイノリティであることを名乗り出て、自身が必要とする配慮を具体的に他者に伝えること。それによって、本人以外の者によって一方的に講じられるパターンリスティックな配慮的措置を回避すること。さらに、そうしたコミュニケーションが社会的に蓄積することで、性的マイノリティに対する社会的な配慮の拡充も期待できよう。これらの点については最終章で詳述する。

しかし「性的マイノリティの社会問題」という事象が成立する前提には、当然ながら、その問題をまさに直接経験する主体であるところの性的マイノリティ本人が存在する。また、後述するように、「可視化」の実践としてのカミングアウトとは、「可視化なくしては生き延びられない」ほどに切迫した状況下で、自分たちが生存するために自分たちによって編み出された性的マイノリティ自身による実践ともいえる。つまり、「不可視」論とはもともと、性的マイノリティ自身による抵抗と解放の論理なのである。

このことを踏まえると、「性的マイノリティの可視化」こそがあたかもその「社会問題」の妥当な解決の手段であるかのように、性的マイノリティではない者までもが（それは一体何ゆえに誰の何を可視化することなのかを自覚することなく）語ることは、性的マイノリティの当事者性を無視し一方的にカミングアウトの負担を押し付けることになりかねない。

したがって、こうした「不可視」を問題視する論理が流布するとき、少なくとも次の二点が看過されかねないことに注意が必要である。まず、「不可視」論の賦課の非対称性についてである。すでに先行する研究において指摘されているように、性的マジョリティはカミングアウトをしないという選択ができる（風間 2002: 354）だけでなく、一般にそもそもそうした選択を日常において迫られることがない（大坪 2020: 16）。つまり、「可視化の実践」をめぐる選択から免除されているにもかかわらず、性的マイノリティのカミングアウトをマジョリティが単純に称揚するとき、マジョリティを中心とする社会構造は温存されたまま、マイノリティが一方的にカミングアウトの負担を被る構図が強化されることとなる。

さらに、「不可視」を根拠とする、性的マイノリティにたいする配慮の社会的怠慢や優先順位の降格の正当化が警戒されなければならない。例えば、「差別が生じるのは性的マイノリティの社会的な可視化が不十分であるためである」という言明と「あなたが性的マイノリティ当事者であるとは知らなかったから」という弁解は、性的マイノリティに対する無配慮を「性的マイノリティであることを認知できない難しさ」に帰責する点で共通している。実際にこうした論理は、2000年の石原慎太郎元東京都知事による発言（「特殊な性状をもっている人は見た目ではわからないから、どういう形で人権が擁護されるケースがあるのか想像が及ばない。実感に乏しい問題だ」（『朝日新聞』2000.7.19 朝刊）においても見て取れる。すなわち、「当事者からの申し出がない限り、配慮する必要はない」として、社会的配慮と存在の可視化を、ある種のトレードオフとみなす論理である。

クィア・アクティヴィズムの歴史を振り返れば、1980年代の米国におけるエイズパニックに端を発した「同性愛者の可視化」のキャンペーンの隆盛は、確かに「生存」という意味で大きな役割を担ったといえる。しかしそもそも、当時の「Silence is death」という切迫したスローガンが示すのは、自分たちの存在の「可視化」なくしては生き延びることさえ困難にさせられているような決定的な不平等そのものである。「あなたが性的マイノリティであるかどうかなんて誰もわからないのだから、配慮が必要であれば、われわれが分かるようにカミングアウトしなさい」という論理は、条件付きの多様性の称揚にともなうマイノリティへの強迫にもみえる。

以上の問題を踏まえて、確認されねばならないのは、そもそも、性的マイノリティの存在が「不可視」であることが、なぜかくも問題視されねばならないのだろうか、という点である。これはつまり、性的マイノリティが社会において経験する様々な無配慮と「見えないこと（不可視）」はどのような関係にあり、それらはどのような前提のもと接続させられているのか、を問い直すことでもある。

性的マイノリティの「不可視」を問題視し主題化する研究は、国内においても複数存在するが（掛札 1992; Shimizu 2010; 河口 2013 等）、こうした問いに応答しうる研究は管見の限り存在しない。そうした「不可視」を主題とする既存研究において、「不可視」という概念をもって問題化される事象はさまざまであり、例えば、性的マイノリティがメディアにおいて単に表象されていないことや、視覚的に知覚されないこと、あるいはそもそも他者から想定されていないことが、同じ「不可視」という言葉で言及される場合もある。こうした多義的な「不可視」という概念と、性的マイノリティが経験する無配慮の問題との関係については、いまだに整理・検討がなされていないのである。

そこで以下では、「不可視」論において、性的マイノリティの「不可視」が性的マイノリティにたいする無

配慮とどのように関係づけられているのか、について議論する。考察にあたってはまず、「不可視」という概念が、どのような事象を問題化するものであるかを整理する。その上でそうした概念が、性的マイノリティにたいする無配慮と、どのような前提のもと接続しているのかを検討することで、「不可視」論において批判されないままに温存されてきた論点を指摘する。最後に、性的マイノリティの「識別不可能性」の問題と性的マイノリティへの「配慮（不）可能性」の関係について検討する。

なお、本稿では「カミングアウト」という言葉に言及するが、ここでは便宜的に、自己が性的マイノリティであることを「(言語・振る舞い問わず) なんらかの手段で他者に伝達しようという企図をもって」なされる行為(大坪 2020: 10)を指すこととする。カミングアウトという言葉はときに、「打ち明ける」「告白する」といった説明で置き換えられることがあるが、これは必ずしも実態に即した用法ではない。なぜなら、性的マイノリティが自分のセクシュアリティを他者に伝える時、必ずしも「言えなかった秘密を打ち明ける」つもりでそれを述べているとは限らない。さらには、自分の性的属性を他者に開示することを、主観的には「カミングアウト」と意味づけていないケースもありうる。カミングアウトという概念と行為記述をめぐっては様々な論点があり、それらは(大坪 2020)が既に整理をしているとおりである。

3. 本論

(1) 「不可視」は何を問題視するのか

「不可視」論における「不可視」とはどのようなことを指すのだろうか。例えば、河口和也の論考においては、「メディアにおける同性愛者の登場」と「日常生活における同性愛者のカミングアウト」が、「同列に論じることが避けたほうがよいが」と留保がつけられつつ、「可視化」という言葉で言及がなされている(河口 2013: 151)。このことから、仮に「メディアにおいて性的マイノリティの表象がなされていないこと」と「日常生活において当事者がカミングアウトをしていない状態」の両方を、「不可視」という同一の概念で指示しうるとすれば、両者はどのような関係にあり、どのような点で共通するのだろうか。そこでいったん、「不可視」という概念によって指示されうるであろう事象を、下記のA～Dに切り分けて整理した上で、この点について検討する。

A 表象の問題。性的マイノリティが表象されていないことを指す。例えば映画などで、登場する人物などのセクシュアリティが瞭然的に示されていない場合、性的マイノリティではなくマジョリティを表象していると判断されることがある。例えば、ディズニーによるアニメ映画『アナと雪の女王』(2013)が公開され人気を博した際、制作陣にたいして、主人公エルサをレズビアンとして描くことを期待するファンの声が、SNSを通じて拡散した(Wikipedia)。そうした動きの中で挙げられた「エルサにガールフレンドを(give elsa a girlfriend)」というスローガンが示していたのは、「エルサ」という女性の主人公が同性と交際していることが明示的に描かれることがない限り、その人物がレズビアンであることを受け手は認識しない、という点である。つまり、こうした声から伺えるのは、物語中の人物のセクシュアリティが明示されていないとき、多くの視聴者は、その人物が「異性愛者である」という可能性を優先的に読み込んでしまうという点である⁽²⁾。こうした事象は、「性的マイノリティであることが受け手に瞭然でない限り、その表象はマジョリティとして認識される」という点で、Bに関係する問題である。

B 認知の問題。性的マイノリティであるという属性が客観的に瞭然ではないがゆえに、他者から「その人が性的マイノリティであること」が認知されないこと。これは、対面相互行為においても、メディア表象においてもありうることである。また、この問題は、次にあげるCの問題と併存可能である。なお、ここで用いられる「瞭然(evident)」という言葉は、ゴフマンのスティグマ論に依拠している(Goffman [1963] 1986: 48 = 石黒訳 [1970] 2001: 89)。すなわち、性的マイノリティであることが、必ずしも視覚のみによって知覚されるとは限らず、例えば、言葉遣いなども含むあらゆる「手がかり」(Goffman [1963] 1986: 48 = 石黒訳

(2) この解釈枠組みの問題は、まさしく内面化された異性愛中心性がかかわっている点といえよう。本稿ではこの論点について立ち入らないが、この例はまさにメディア表象と人々の認識図式の相互関係が留意されるべきケースといえよう。

[1970] 2001: 88-90) によっても判断されうることも、ここでは想定されているのである。

C 知識の問題。相互行為において「その人が性的マイノリティである」という事実について、相手が知識を得ておらず、知らないこと。これは、Bの問題と併存しうる。当事者の性的属性が客観的に瞭然ではなく、また、本人が周囲にカミングアウトをしていないとき、この状態が「不可視」として問題化する。なお、目の前の相手にカミングアウトをしていなくても、他の人によるアウティングなどによって、自己のセクシュアリティの知識を相手が得てしまうことがある。この場合は（もちろんそれ自体は倫理的に重大な問題であり、本人にとって不本意である場合が多いのだが）、知識のなさという側面の「不可視」は解消することになる。

D 想定の問題。対面相互行為の場面や制度設計において、性的マイノリティの存在可能性が想定されていないことを指す。これは、他者に性的マイノリティが現前しているかどうかという上述のA～Cとは異なる位相であろう。後に言及されるように、この位相は、性的マイノリティである本人が「自分を含めた特定の人々が想定されていないこと」をなんらかのきっかけによって認識して初めて問題化する点が重要である。

以上の整理に従えば、表象と対面におけるカミングアウトの問題は、ひとまずA～Cの「不可視」に該当するといえる。すなわち、表象における「不可視」の問題とは、登場する人物などのセクシュアリティが瞭然的に示されていない事態を指す。こうした事態にあっては、受け手はその人物が、性的マイノリティではなくマジョリティを表象していると判断するわけだが、これは、「性的マイノリティであることが十分に識別できないこと」が、その物語などにおいて「存在しない（非存在）」ことと同然として解釈されることに由来するといえるだろう。

一方、日常においてカミングアウトをしていないことの問題は、「当該者の性的属性が瞭然でなく、かつ、「自己の属性について他者の知識がないこと」という前提のもとに構成されている。こうした事態が問題化するのには、「誰が性的マイノリティなのかを識別可能ではないこと」が問題視されているからである。換言すれば、「カミングアウトがなされないこと」が問題化する前提には、相互行為において「識別不可能性」が問題化する局面があるといえよう。

したがって、A～Cにおいて問題視される「不可視」とは、「識別不可能性」という事態に言及するものとして集約されよう。すなわち、その属性が他者にとって非瞭然かつ非知であるがゆえに、他者から識別不可能であるという事態である。

(2) 「不可視」論の陥穽

しかし、「他者から性的マイノリティであると識別されえないこと」が、なぜ性的マイノリティにとって深刻な問題となるのだろうか。このとき、すくなくとも表象と対面相互行為における「識別不可能性」を問題視する「不可視」論においては、次の問題が根源的に温存されていることに注意されねばならない。すなわち、他者の性的属性が何らかの形で瞭然であったり、そうした他者の属性について知識が伝達されるなどによって、性的マイノリティが識別可能とならない限り、対面・表象問わず、その場に性的マイノリティが存在しないものとして扱われること、それ自体の問題性である。

社会において、性的マイノリティであることが瞭然でないとき、人々の想定からは容易く、性的マイノリティの存在可能性が排除されてしまう。例えば、2015年に河口和也らによって実施された全国意識調査では、多くの人々が自身の周囲に同性愛者は存在しないという回答をしている（「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ2016: 72）。こうした結果からは、日本の多くの人々が「[周囲に同性愛者が存在するかもしれない]という可能性を想定せずに、その日常を生活している」（大坪2018: 15）ことがうかがえる。また、こうした社会においては、性的マイノリティがその日常において、攻撃的な意図をもたないはずの他者の言動によって傷つけられるといったことが想定される。例えば、同性愛者でパートナーをもつ女性が「異性愛の独身女性として扱われ」（石井2009: 73）ることで戸惑いを感じたり、そのことによって「透明人間なんだ」（朝日新聞デジタル2018）という感想を抱く、といった経験が生じるのである。

少なくとも、性的マイノリティに対する関心が高まりつつある現代の日本社会においては、その場に性的マイノリティが存在することが明らかである状況で、明確な意図をもって性的マイノリティを傷つける言動をし

た場合、差別的な行為として批判がなされるであろうことが一定程度期待できる。一方、対面相互行為や制度設計において、想定から存在可能性が排除されることによる性的マイノリティへの無配慮は、告発がなされるまで問題であると気づかれることは少ない。すなわち、識別不可能なカテゴリを存在しないものとして考慮しなくてよいとする自明視がある。たとえ、その無配慮な振舞いを誰かが窘めたとしても、その人が当事者であることを名乗り出ない限り、「ここには当事者はいないから、言っても大丈夫だろう」という風に、その存在可能性が考慮されることがないまま、配慮の必要性は却下されてしまう。さらに、その場で自身が当事者であることを名乗り出ても、「言われるまで知らなかったのだから、仕方がない」といった形で、その想定からの排除が「非知」によって繰り返し正当化されることもあるだろう。

つまり、「非瞭然なカテゴリについては、存在可能性を考慮しなくてよい」という自明性と、それに基づく「想定からの排除」という二点が、「不可視」論の「識別不可能性」という問題に深くかかわっているのである。そして、この点においてA～Cの位相が、ちょうどDの位相と重なりうると考えられる。後述されるように、性的マイノリティ当事者である個人のカミングアウトの選択自体、「そもそも性的マイノリティが想定されているのかどうか」というDの位相に大きく影響されることに留意すれば、私たちは制度的・個別的な相互行為いずれにもおける「不可視」の問題を考える上でもまず、こうした位相について理解する必要があるだろう。

「不可視」を主題化する既存の論考では、性的マイノリティに対する無配慮の問題群を、あくまで識別（不）可能性の観点から論じてしまうことで、このような「識別不可能性」と「性的マイノリティの存在可能性が想定から排除されること」の関係について、十分に検討することができていなかったように思われる。例えば、清水晶子は「Lying Bodies: Survival and Subversion in the Field of Vision」と題した論考（Shimizu 2001）のなかで、クィア理論における「字義通りの可視的な差異（literally visible difference）を重視する傾向」（Shimizu 2001: 96）を批判的に指摘するが、その議論はあくまで、視覚の領野におけるフェムの抵抗可能性の理論へと収斂し、こうした問題に焦点をあてることはなかった。

急いで付け足すならば、「不可視」という言葉をもちいながら、性的マイノリティが「想定されていないこと」それ自体を問題化する議論はこれまでもあった。その多くは、レズビアン女性の主体や欲望の「不可視」を主題化する論考であり、例えば、杉浦郁子は「男性同士のそれと比較して、女性同士の親密な関係は性的かどうかの吟味をされることが少ない」（杉浦 2010: 62-3）と述べている。これは換言すれば、「女性同士の性的な関係」の可能性が人々の想定から排除されているがために、レズビアンとの関係が「性的かどうか」という吟味の対象になりにくいということであろう。また、掛札礼子は、「女性同性愛者がそもそもこの世に存在することが想定されていない」という問題を指摘している（掛札 1992）。すなわち、そもそもレズビアンがこの社会に存在することが、人々の間で想定されていない、という根本的な「不可視」である。

しかし、これらにおいて明瞭に指摘されてこなかったのは、そうした「人々の想定からマイノリティの存在や欲望が排除される事態」が「非瞭然なカテゴリについては、存在可能性を考慮しなくてよい」という自明性によって支えられている可能性であった。すなわち、非瞭然な属性を「非存在」として配慮の対象から排除することそのものの問題性が、直視されてこなかったのである。

以上の論点に注意をはらわないまま、「不可視」つまり「識別不可能性」が問題視されるとき、「不可視」論の論理は、「不可視である限り、マイノリティに配慮した振舞いや制度設計をすることはできない」という主張の承認や、「知らなかったのだから仕方がない」という無配慮の免罪になりかねないのである。

(3) 「識別不可能性」と「配慮不可能性」

さて、ここにおいてさらに確認されねばならないのは次の点である。「性的マイノリティに対する配慮につとめること」は、「誰が性的マイノリティであるのか」という「識別可能性」を必ず必要とするのか、という点である。

河口和也は、上述の石原の発言を「一面では同性愛者の不可視化の問題を言い当てているように思われる」として、次の解釈を述べている（河口 2013: 157）。

何かの施策をする場合には、その対象が可視的な存在であり、そうした対象がどのような困難に直面しているか、具体的に明らかになっていなければならない。対象の可視性や問題の具体性が実感されないと、都知事は言っているのである。

河口がその論考中、「不可視」ではなく「不可視化」という語を用いる意図は、明瞭に読み取ることにはできないが、もしそれが本稿が検討してきた「不可視」という語と互換的であるとすれば、ここで検討されないままとなっているのは、性的マイノリティの「識別可能性」の問題と性的マイノリティへの「配慮（不）可能性」という両者の関係であろう。仮に、他者の特定の属性が識別不可能であるにもかかわらず、そうした属性に配慮ある振舞いが可能であるとすれば、それはどのような条件においてであろうか。

一旦思い出すべきは、私たちはその日常において、互いに相手がどのような属性をもつ人物か知悉せずとも、円滑な相互行為が行われうることを経験的に知っているという点である。例えば、コンビニエンスストアの店員と客のあいだで生じる、ルーティン的な相互行為はそれに該当するだろう。まったくの初対面の他者との間において、特定の相互行為が成立している状況は、互いがある知識にもとづいて他者を適切に類型化し、双方が適切な役割提示を行うことで可能になっている。A. シュッツの知見を参照するならば、この場合の類型化とは、個々人の知識集積に備わる他者にたいする予期としかえることができよう (Schutz et al. 2003 = 那須 2015: 254-9)。なお、こうした知識は、不都合が生じるまでは、吟味の対象となることはない。すなわち、互いが「この状況で相手はどのように振舞うであろう」という予期に応じた役割を遂行し、その目下の相互行為が双方にとって満足のいくものである限り、自身の知識の妥当性が疑われることはないのである。しかし、ひとたびそうした相互行為に問題が生じた場合には、それぞれの自身の知識が疑問に付されたり、互いがどのような人物でどのような関心のもとにその相互行為に関与しているのかが確認されることになる (Schutz et al. 2003 = 那須 2015: 302-3)。例えば、レジの近くにいる店員らしき人物に品物を手渡したにもかかわらず、いつまでもたっても会計作業が開始しない場合に、はじめて自分から会計方法について尋ねたりするだろう。あるいは、自分が店員だと勝手に思い込んでいたその相手が、実際には単なる一般客であることが判明する、ということもあるかもしれない。いずれにせよ、こうしたやり取りは、レジでの会計という類型化された相互行為が円滑に進む限り、生じることはないのである。

さて、こうした相互行為における原理を踏まえた場合、対面相互行為や制度設計において、そのセクシュアリティが「非瞭然かつ非知」であることが、少なくとも性的マイノリティ当事者の主観において問題となるのは、目下の相互行為や制度利用において何らかの支障が生じたときであると考えられる。すなわち相互行為や制度利用の過程で、自らへの無配慮を経験する場合においてである。例えば、レズビアン女性が友人から無造作に「彼氏はいるの?」と尋ねられる瞬間や、Xジェンダー当事者がアンケート用紙を受け取って、そこに記載された性別記入欄の選択肢が「男・女」の2つのみであることに気づくとき。これらは、性的マイノリティに対する配慮のない状況例と想定されよう。

これらの状況は、そのように尋ねる友人や、アンケート調査の設計者の想定において、性的マイノリティの存在可能性が排除されていることで生じている。つまり、「自身が相手の想定から排除されていること」を何らかの形で認識する状況において、性的マイノリティは自身にたいする「無配慮」を経験すると考えられる。例えば、友人から無造作に「彼氏はいるの?」と尋ねられる瞬間、レズビアン女性はその相手の前提的な想定に、少なくとも「非異性愛者」というカテゴリが含まれていないであろうことを察知する。また、例えば、性別記入欄の選択肢が、「男・女」の2つのみであることに気づくとき、Xジェンダー当事者は、アンケート調査を設計したであろう他者の想定に、少なくとも「Xジェンダー」というカテゴリが包摂されていないであろうことを認識する。このような場面に遭遇するとき、性的マイノリティは自身のセクシュアリティの非瞭然性や非知を意識させられることとなり、それが時に、深刻な問題として浮上すると考えられる。

以上を踏まえたとき、対面相互行為や制度設計における「性的マイノリティの配慮」は、「性的マイノリティの識別」を必ずしも必要としないのではないかと、という疑念が生じる。上述のとおり、無配慮の問題が、「想定からの排除」を当事者に認識させる振舞いや制度によって生じているのであれば、そうした問題的状况を回

避することは、原理的には可能なのではないだろうか。

こうした疑問に資するのが、金田智之による「バレバレな同性愛者」へのインタビュー論文である（金田 2003）。同論文において金田は、複数の同性愛者へのインタビューを通じて、必ずしもすべての同性愛者が「カミングアウトをしていない状態」を抑圧的な秘匿状態ととらえているわけではなく、むしろ個別の人間関係におうじて、「カミングアウトする・しない」を本人が能動的に選択している可能性を示している。こうした趣旨から同論文は、同性愛者のカミングアウトの選択に関する研究の文脈から言及されることが多かったわけだが、論中に挙げられる次の事例は、本稿の関心からみて有益な参考となるように思われる。すなわち、同性愛者であることが「バレバレ」、つまり瞭然であり、「カミングアウトをするまでもない」ゲイ男性たちの例である（金田 2003: 65-71）。

これらのケースにおいては、同性愛者であることが周囲に「バレバレ」であるため、「そのことによって一定の人間関係が維持できるのであれば、カミングアウトは表舞台に登場することはない」（金田 2003: 71）。すなわち本稿の言葉で置き換えれば、「その属性が瞭然であるがゆえに、自身が性的マイノリティであることを他者が識別可能であり、それゆえカミングアウトが必要ない」状況を指摘するものといえよう。

こうした事例において見落としてはならない点は、「バレバレであるがゆえにカミングアウトをする必要はない」という状況判断が、あくまでそう語る本人の主観にもとづいて述べられている点である。当人は、周囲の振舞いから、自身のセクシュアリティが瞭然であり、またそれが受容されていることを認識した上で、そのような判断を述べている。すなわち、「周囲は自分のセクシュアリティを想定に入れながら振る舞っている」ということが主観的に十分に認識できる状況であるがゆえに、当人にとって自分の性的属性が他者に識別不可能であるかどうか問題化していないのである。

こうした事例から分かるのは、対面相互行為や制度設計における「性的マイノリティの配慮」は、「性的マイノリティの識別」を必ずしも必要としないということである。たしかに、カミングアウト等をつうじて自身が性的マイノリティであることを他者に認知させ、対面相互行為の相手や制度設計者の想定に、性的マイノリティの存在を含めるよう求めるという「可視化」は、性的マイノリティに配慮ある社会を成立させる一つの手段であろう。とはいえ、そうした方法は、性的マイノリティに対する配慮の必須条件ではないはずである⁽³⁾。例えば、性的マイノリティ当事者がカミングアウトという自助努力によってその識別不可能性を解消せずとも、社会的に集積された性的マイノリティに関する学術的知見を参照し、日頃からあらゆる状況において、性的マイノリティの存在可能性を想定した振る舞いを常に前もって示すことは可能であり、社会的に必要なことであろう⁽⁴⁾。

4. 結論

以上の議論をまとめよう。「不可視」論において問題視される「不可視」とは、性的マイノリティであることが他者にとって瞭然でなく、またそのアイデンティティが他者に知られていないという、「識別不可能」な事態を前提とするのであった。「不可視」論において「識別不可能性」という事態が問題視される前提には、「非

(3) 実際のところ、「識別不可能性」を「配慮の不可能性」へと接続する論理を批判することなく、個々のカミングアウトによってのみ性的マイノリティに対する社会的な無配慮を解決しようとするには限界があると思われる。なぜなら、具体的な他者からカミングアウトされた者が、その場で性的マイノリティに配慮ある振舞いを心掛けるようになったように見えても、実際には、性的マイノリティであることが明らかな相手に対してのみ、例外的にそのように接するだけで、依然としてその他の人間関係においては、引き続き性的マイノリティの存在可能性を一切考慮にいれることなく振る舞うであろうケースが、容易に想定されるからである。

(4) 急いで付け加えれば、制度設計や個別の人間関係において「想定からの排除」という問題が解消されたとしても、性的マイノリティにとって個別具体的な他者との関係においてカミングアウトが必要となる場面は、依然として想定されうる。例えば、性別移行プロセスにあるトランスジェンダーの男性（FTM）の学生が、普段は教員から「(男女の区別なく)さん付け」で呼ばれているながらも、親しくなったクラスメートに対しては「(ほかの男性クラスメートと同様に)君付けで呼んでほしい」と希望する場合は、そうした状況に該当するだろう。本稿の議論はこうした個別のケースを排除するものではない。とはいえ後述されるように、そうした個人のカミングアウトによる識別不可能性への対処自体も、他者や制度における「想定」の位相の影響を強く受けるのである。この点は最終章で詳述しよう。

瞭然たる属性については、存在可能性を考慮しなくてよい」という自明性と、それに基づく「想定からの排除」という二点が指摘される。既存の「不可視」論は、性的マイノリティに対する無配慮の問題を、あくまで識別(不)可能性の観点から論じてしまうことで、これらの前提を十分に批判してこなかった。こうした論点に注意を払わないまま、「識別不可能性」を問題視する「不可視」論が無自覚に一般に流布されるとき、「不可視」な性的マイノリティへの社会的な無配慮が正当化される危険性がある。

「性的マイノリティに対する配慮につとめること」は、「誰が性的マイノリティであるのか」という「識別可能性」を必ずしも必要としない。たしかに、当事者に対するパターンリズムを回避するという観点から、性的マイノリティにたいする配慮を講じるときには「対象(となるカテゴリ)がどのような困難に直面しているか」という知識は必要ではある。それでも性的マイノリティへの配慮は、常に「誰が性的マイノリティであるか」という個別的な識別を伴わない。少なくとも、既存の蓄積された知見や匿名的な当事者の声を参照し、どのような配慮が可能かという検討もなく、「対象が可視的でなければ配慮することはできない」というレトリックを持ち出し、特定のカテゴリへの無配慮な言動や排他的な制度が正当化されること、さらには、そうした論理が一切疑われないことがない状況は、きわめて危険であるといえよう。

5. 課題と展望

冒頭で述べられた通り、本稿では、一般社会において流布する「不可視」論にもとづく一方的な「可視化」の強制と、無配慮の正当化に対する警戒のもと、その議論が展開された。また、その議論のなかで、性的マイノリティの識別不可能性と「当事者に対する配慮」の(不)可能性に言及してきた。しかし同時に、当事者のカミングアウトのみに依拠することなく、かつ、マジョリティによるパターンリズムを避けながら、性的マイノリティに対する配慮ある社会がどう実現されるのか、という課題は、依然として残されている。この点は本稿の中心的な論点ではないが、今後の発展的議論の補助線として、その可能的な形式について若干述べてみたい。

まずこうした問いを検討するには、配慮の形式として次の(a)(b)をいったん区別する必要があると思われる⁽⁵⁾。

(a) 不特定多数の性的マイノリティを想定して事前に配慮がなされること。例えば、トランスジェンダー等の存在可能性を考慮し、他者の呼称を一律に「さん付け」に統一することは、こうした配慮に含まれる。なおこうした配慮は、制度的に取り組みられる場合もあれば、個人がその生活史のなかで習得・蓄積された典型的な知識にもとづき、個々の人間関係のなかで実践される場合もありえよう。

(b) 個別の性的マイノリティ当事者の要望に応じた具体的な配慮が実現されること。例えば、あるトランスジェンダー男性(FTM)が自身の性的属性をカミングアウトしつつ、「自分に対する敬称は『君』にしてほしい」と要請し周囲の者がそれに応じることは、こうした配慮に含まれる。

(b)は、個別具体的な個人による申し出によって事後的かつ対話的に配慮がなされるのに対して、(a)は事前的で一般的な性格をもつ。(a)は匿名的で典型的な知識にもとづいてなされるため、(b)が準拠する個別具体的な識別可能性を要件としない。本論の問題提起は、(b)だけでなく(a)の必要性が看過されてはならないという点に関わっていた。

さらに、(a)の配慮の拡充によって、以下のように(b)として対処される範囲の縮減やその負担の軽減が見込まれることに留意しよう。例えば、学校や会社などの組織において、入学や入社の際には(その人が性的マイノリティであるかを問わず)全員が自身の希望する呼称と敬称を申請することとし、名簿にはそれらの情報が掲載されるという運用がとられたとする。こうした配慮的措置が事前に講じられる場合、少なくとも、呼称や敬称にかんする個別的な識別と配慮を必要とする局面は少なくなると考えられよう。

さらに、カミングアウトそのものに関わる当事者への負担の軽減がありうる。これは、かつて大坪(2020)

(5) なお、以下の区別とその特徴は、障害者にたいする「事前的改善措置」と「合理的配慮」の区別の議論に重なる。両者の区別については(川島2016)を参照されたい。

が提起した、カミングアウトの「選択の煩悶」という負担にかかわる点である。例えば、「まさかこの場にはないだろうけれど」と前置きしつつ性的マイノリティへの侮蔑的態度や憎悪を露わにする相手にカミングアウトをまさにしようとする者は、自身に向けられるであろう暴力や不利益を予期しつつ、(様々な事情や動機のもと) そうした選択をする。また、状況によってはカミングアウトすることで相手を取り乱したり、「そのようなことをここでわざわざ言う必要はない」等と非難される可能性もある。相手が上司や先輩であったり、その場が職場などであれば、当事者に賦課される選択の「煩悶」はより複雑に増大する(大坪 2020)。他方、(a)の拡充によって、既に性的マイノリティというカテゴリにたいする配慮の取り組みが実際になされていたり、そうした用意があることを(制度的あるいは個人個人の振舞いをつうじて)性的マイノリティ本人が認識できる状況では、その主観において、カミングアウトに伴って生じうる暴力や不利益の回避を期待できる度合いも相対的に高くなる。このことから、カミングアウトをめぐる選択の帰結について本人が煩悶する余地は比較的少なくなるといえよう。したがって性的マイノリティに対する配慮ある社会の実現には、(b)だけでなく(a)の取り組みが必要とされるのである。

では、どのように(a)の拡充が可能か。現在の日本社会では、メディアも含めた広い意味での社会教育の領域、また親子間や先輩後輩間等でのインフォーマルな教育関係においても、男女二元論や異性愛を前提とした教育作用が依然として強い。したがってまずは、義務教育のような一律的で公的な教育制度が、重要な基礎となると思われる。

性的マイノリティに関する教育の重要性を論じるにあたって、しばしば混同されがちなのが、「性的マイノリティの存在について指導すること」と「性的マイノリティの存在を想定した適切な振舞いについて指導すること」である。確かに、前者なくして後者の内容を理解させることはできない。しかし、単に性的マイノリティについての類型的な知識を、標本的に並べて暗記させる教育は、ややもすると性的マイノリティを「普通とは異なる特例的存在」として認識するように仕向けるだけになりかねない。つまり、更に必要とされるのは後者なのである。

例えば、2017年度に告示された学習指導要領によると、小学校・中学校の保健体育科目ではこれまでと同様、「思春期になると誰しもが異性に関心をもつ」という指導が引き続き採用されている(文部科学省 2017a: 148; 2017b: 300)。これはまさに異性愛者を前提とし、同性愛者や無性愛者などの性的マイノリティの存在を無視する内容であることから、批判が相次いだ。しかし政府は、「性的マイノリティへの配慮は指導内容ではなく、個別のカウンセリングなどで対応すべき」等と回答するにとどまった(衆議院 2017)。こうした回答は、性的マイノリティの問題とは、あくまで性的マイノリティ当事者だけの問題であり、当事者からの要請があるときにだけ例外的に対処が講じられることで事足りるという認識を示すものである。こうした発想がマジョリティ中心であるという批判はもちろんであるが、問題はそれだけではない。注意されねばならないのは、そうした体制が維持されることで、性的マイノリティ当事者以外の生徒にとって、そもそも社会一般に性的マイノリティが存在する事実を学ぶ機会だけでなく、現実社会の中で既に出会っているかもしれない多様な他者に対し、自己がどのように振舞うことが適切なのかを具体的に考え実践する機会を、根本的に奪われてもいるという事態である。この点は、今後の教育的課題として批判的に検討される必要がある。

最後に、本稿では、性的マイノリティの「不可視」論を主題とした。しかし、あるカテゴリが識別不可能であることを根拠として、対面相互行為や制度設計においてその存在可能性が想定から排除されるという無配慮の形態は、性的マイノリティだけに限らず、様々なマイノリティにも該当しうる問題と思われる。とはいえ、本稿の議論の適用可能性と限界については、経験的知見を踏まえて個別に検討される必要があるだろう。この点については稿を改めたい。

文献

- 朝日新聞デジタル 2018 「『生産性がない』『同性愛は趣味』と言われて【合田文×石井リナのミレニアルズトーク】」朝日新聞デジタル (2020年5月31日取得, https://www.asahi.com/and_M/20180802/154929/).
- Goffman, Erving, [1963] 1986, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Touchstone. (= [1970] 2001 石黒毅訳, 『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』, せりか書房.)

- 石井香里 2009 「女性同性愛者が抱える生活上の問題に対する当事者の姿勢—同性パートナーと同居する女性のインタビュー調査から」 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要. 3(1): 65-76.
- 掛札悠子, 1992, 『「レズビアン」である, ということ』 河出書房新社.
- 釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也, 2016, 『性的マイノリティについての意識—2015年全国調査報告書』 科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ (研究代表者 広島修道大学 河口和也) 編.
- 金田智之, 2003, 「カミングアウト」の選択性をめぐる問題について『社会学論考』24: 61-81.
- 河口和也, 2013, 「ネオリベラリズム体制とクィアの主体—可視化に伴う矛盾—」『広島修大論集』54(1): 151-69.
- 川島聡, 2016, 「差別解消法と雇用促進法における合理的配慮」川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮』有斐閣, 39-67.
- 風間孝, 2002, 「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』53(3): 348-364.
- 文部科学省, 2017a, 『小学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』「平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等」(2020 年 7 月 29 日取得, https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf).
- , 2017b, 『中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)』「平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等」(2020 年 7 月 29 日取得, https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf).
- 大坪真利子, 2018, 「「常人の視角」における不可視な同性愛者の存在可能性」『社会学年誌』59, 145-159.
- , 2020, 「「個人の選択」としてのカミングアウトという困難」『解放社会学研究』33, 7-23.
- Schütz, Alfred and Luckmann, Thomas, 2003, *Strukturen der Lebenswelt*, UVK Verlagsgesellschaft (= 2015, 那須壽監訳『生活世界の構造』筑摩書房.)
- 渋谷区議会, 2015, 「27 年第 1 回定例会の会議録」渋谷区議会ホームページ (2017 年 8 月 10 日取得, <http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?USR=tokshis&PWD=&A=frameNittei&XM=0001000000000000&L=1&S=3&Y=%95%bd%90%ac27%94%4e&B=255&T=1&T0=70&O=1&P1=&P2=&P3=&P=0&K=1145&N=3884&W1=%83%70%81%5b%83%67%83%69%81%5b%83%56%83%62%83%76&W2=&W3=&W4=&DU=1&WDT=1>).
- Shimizu, Akiko, 2008, *Lying bodies: survival and subversion in the field of vision*, New York, NY: Peter Lang Publishing.
- 衆議院, 2017, 「衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載して LGBT について記載されなかったことに関する再質問に対する答弁書」衆議院ホームページ (2020 年 7 月 29 日取得, http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193235.htm).
- 杉浦郁子, 2010, 「レズビアン欲の欲望／主体／排除を不可視にする社会について——現代日本におけるレズビアン差別の特徴と現状」好井裕明編『セクシュアリティの多様性と排除』明石書店, 55-91.
- Wikipedia, 「エルサにガールフレンドを」(2020 年 5 月 31 日取得, <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A8%E3%83%AB%E3%82%B5%E3%81%AB%E3%82%AC%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%B3%E3%83%89%E3%82%92>).